

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、当社が企業規模を拡大していくのに並行して、経営管理組織の整備を推進し、各部門の効率的・組織的な運営及び内部統制の充実を図ることであり、その基本姿勢を基に現在まで努力してまいりました。

特に、インターネット業界は、目に見えない多数の利用者に対して通信施設を開放しており、世界中のインターネット利用者を市場として成立している事業でありますので、他業界以上の大きな社会的責任を負負しております。当社におけるコーポレート・ガバナンスの確立は、このような社会的責任を果たしていくことを可能にする経営基盤であると考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

補充原則1-2-4【議決権電子行使プラットフォームの採用・招集通知の英訳】

当社の株主における機関投資家や海外投資家の比率が低いことから、議決権電子行使プラットフォームを現在は採用しておりませんが、今後の株主構成等を鑑みて検討いたします。また、当社株主の外国人比率が低いことから、現在招集通知の英訳は実施しておりませんが今後検討いたします。

原則1-4【政策保有株式】

現在当社は上場会社株式を保有しておりません。

原則1-5【買収防衛策】

現在当社は買収防衛策導入の予定はありません。

原則3-1 (v)【情報開示の充実】

社外取締役候補者及び社外監査役候補者の選任理由につきましては、株主総会招集通知及び有価証券報告書に記載しております。また、社内出身の取締役候補者および監査役候補者につきましては、株主総会において選任議案を提案する場合には、株主総会招集ご通知の参考資料において、個々の選任・指名の理由について開示することを検討いたします。

補充原則3-1-2【英語での情報の開示・提供】

当社では、株主の外国人比率が低いことから、現在英訳は実施しておりません。今後検討いたします。

補充原則3-2-1 (i)【外部会計監査人候補の評価基準】

外部監査人の監査実施状況や監査報告等を通じ、職務の実施状況の把握・評価を行っていますが、外部会計監査人候補の評価に関する明確な基準は制定しておりません。今後、外部団体のガイドラインを参考にして、監査役会において協議・決定することを予定しております。

補充原則4-2-1【経営陣の報酬】

取締役の報酬については、担当業務の業績等に中期的な経営目標を加味し多角的に評価し個別に決定しております。なお、今後は長期的な業績と連動する報酬としての自社株報酬についても引き続き議論し、設定すべきことを検討いたします。

原則4-8【独立社外取締役の有効な活用】

当社では現在、独立社外取締役を1名選任し、取締役の業務執行状況の監督機能を強化しておりますが、現在のところ業務の執行と一定の距離を置いた客観的な立場から、取締役の業務執行を含む経営の監督、経営方針や経営計画等に対する意見が述べられており健全に機能していると考えております。

今後、機関設計・会社をとりまく環境等を総合的に勘案し、独立社外取締役を2名以上選任することを含めて当社に最適な機関設計を検討いたします。

原則4-9【独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

株主総会招集通知、有価証券報告書及びコーポレートガバナンス報告書に記載しております。今後選任基準を策定することを検討いたします。

補充原則4-11-3【取締役会全体の実効性について】

取締役会全体の実効性に関しては、適切な意思決定を行うため取締役会上程議案についての事前審議等が実施され、取締役会に担当責任者が出席し案件の説明と質問への回答を行う等、議論が十分になされていると考えております。今後については、概要についての開示を検討いたします。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

原則1-4【政策保有株式】

現在当社は上場会社株式を保有しておりません。

原則1-7【関連当事者間の取引】

関連当事者との取引については、少数株主の利益保護のため、関連当事者以外と取引を行う場合と同様、当社の社内諸規程に基づいて取引の可否を決定しております。なお、関連当事者との取引については、より慎重に判断を行うためにその取引金額の多寡に関わらず、取引内容についてその取引の合理性や取引条件の妥当性等の検証を行い、その結果を取締役会に報告し、取締役会において十分に審議しており、少数株主の利益を害することとならないよう体制を整えております。

原則3-1【情報開示の充実】

(1)企業理念、経営戦略、経営計画

企業理念や中期的な目標をホームページや説明会資料にて開示しております。

- 企業理念: <http://www.sakura.ad.jp/corporate/corp/ideology.html>
 説明会資料: <http://www.sakura.ad.jp/ir/library.html>
- (2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方について
 本報告書 1.1の「基本的な考え方」に記載しております。
- (3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
 取締役及び監査役の報酬等の決定に関する方針をコーポレートガバナンスに関する報告書及び有価証券報告書にて開示しております。
 また、2015年6月開催の株主総会招集通知にも記載しております。
- (4) 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名について
 取締役候補者の指名にあたっては、当社の事業に強い関心を持ち、当社の企業理念を実現するために行動し、豊富な実務実績や専門的な知識を有しているもの、会社経営等で豊富な知識を有しているもの等、高い知見により当社の経営を適切に監督しうるものを取締役候補者として指名いたします。
 監査役候補者の指名にあたっては、当社の事業に強い関心を持ち、監査役役割・責任を高いレベルで体現し、中立的・客観的な視点から監査を行い、経営の健全性確保に貢献できるもので、監査を実施するための豊富な経験、高い知見を有しており、専門的な知識を有しているものや会社経営等で豊富な知識を有しているものを監査役候補者として指名いたします。
- (5) 経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の個々の選任・指名について
 社外取締役候補者及び社外監査役候補者の選任理由につきましては、株主総会招集通知及び有価証券報告書に記載しております。また、社内出身の取締役候補者および監査役候補者につきましては、株主総会において選任議案を提案する場合には、株主総会招集ご通知の参考資料において、個々の選任・指名の理由について開示することを検討いたします。

補充原則4-1-1【取締役会の役割・責務】

当社は、経営の意思決定・監督機関としての取締役会と、その意思決定に基づく業務執行体制としての執行役員を設けており、経営の意思決定と業務執行の分離の確立を図っております。職務権限規程や職務権限明細において経営陣に対する委任の範囲を明確に定めております。また、取締役会では、取締役会規程において取締役会決議事項及び取締役会報告事項を規定しており、当社及びグループ会社の重要事項を決定しております。

原則4-8【独立社外取締役の有効な活用】

当社では現在、独立社外取締役を1名選任し、取締役の業務執行状況の監督機能を強化しておりますが、現在のところ業務の執行と一定の距離を置いた客観的な立場から、取締役の業務執行を含む経営の監督、経営方針や経営計画等に対する意見が述べられており健全に機能していると考えております。

今後、機関設計・会社をとりまく環境等を総合的に勘案し、独立社外取締役を2名以上選任することを含めて当社に最適な機関設計を検討いたします。

原則4-9【独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

株主総会招集通知、有価証券報告書及びコーポレートガバナンス報告書に記載しております。今後選任基準を策定することを検討いたします。

原則4-11-1【取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス】

当社は取締役の員数を3名から10名以内と定めており、選任にあたっては、性別を問わず、全体としての知識・経験・能力のバランスを考慮しております。また、取締役の選任の方針や手続きに関しては、原則3-1(情報開示)に記載しております。

補充原則4-11-2【取締役・監査役の上場会社の役員との兼任状況について】

社外取締役及び社外監査役をはじめ取締役・監査役についての他社での兼任状況は、株主総会招集通知、有価証券報告書及びコーポレートガバナンスに関する報告書を通じて開示しております。

社外取締役は、他の上場会社の社外取締役を兼任していません。

社外監査役は、他の上場会社の社外取締役を兼任していません。また、常勤監査役は他社の役員は兼任しておらず、監査役の業務に常時専任できる体制となっております。

補充原則4-11-3【取締役会全体の実効性について】

取締役会全体の実効性に関しては、適切な意思決定を行うため取締役会上程議案についての事前審議等が実施され、取締役会に担当責任者が出席し案件の説明と質問への回答を行う等、議論が十分になされていると考えております。今後については、概要についての開示を検討いたします。

補充原則4-14-2【取締役・監査役に対するトレーニングについて】

取締役や監査役がその機能や役割を適切に果たせるように、取締役や監査役に対して研修会を年1回以上実施いたします。

原則5-1【株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、取締役(CFO)をIR担当取締役とするとともに、経理財務部にIR担当者を配置しております。株主や投資家に対しては、四半期毎に決算説明会を開催しております。決算説明会の資料及び説明会の動画を弊社ホームページに掲載することにより、個人投資家に向け当社に対する理解度向上に向けた取り組みを行っております。

株主との対話(面談)の対応は、経理財務部のIR担当者が行っております。また、株主の希望や面談を行う株主の株式数に応じて、社長や適時開示担当取締役(CFO)が面談に対応しております。

なお、対話を通じた株主からの意見については、適時開示担当部署が集約し、経営陣に共有する仕組みを構築しております。投資家との対話の際は、当社の持続的成長、中長期における企業価値向上に関わる事項を対話のテーマとすることにより、インサイダーの情報の管理に留意しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
双日株式会社	3,496,400	40.29
株式会社田中邦裕事務所	1,122,400	12.93
INTERTRUST TRUSTEES (CAYMAN) LIMITED AS TRUSTEE OF UBIQUITOUS FUND-CLASS D(常任代理人 立花証券株式会社)	535,900	6.17
鷺北 賢	274,000	3.15
田中 邦裕	251,600	2.89
南角 光彦	224,000	2.58

株式会社SBI証券	190,300	2.19
新村 健造	182,200	2.09
萩原 保克	148,800	1.71
日本証券金融株式会社	125,700	1.44

支配株主（親会社を除く）の有無	——
親会社の有無	双日株式会社（上場：東京）（コード） 2768

補足説明

双日株式会社は、当社の議決権の40.29%を所有し、また、当社の代表取締役社長である田中邦裕の資産管理会社でかつ当社の第二位株主である株式会社田中邦裕事務所（所有株式数1,122,400株、所有割合12.93%）との間で、双日株式会社が決定した内容と同一の内容の議決権を行使することを合意していることから、実質支配力基準により、当社の親会社となっております。

アルファレオ キャピタル アドバイザーズ リミテッドから平成26年4月8日付で提出された大量保有報告書には、同月1日現在で、同社が535,900株を保有している旨の記載があります。しかし、当事業年度末における株主名簿では確認ができていないため、上記大株主の状況には含めておりません。

大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

- ・氏名又は名称：アルファレオ キャピタル アドバイザーズ リミテッド
- ・住所：アラブ首長国連邦、ドバイ、私書箱125115、ドバイ国際金融センター、ゲート ビレッジ ビルディング10、レベル3、オフィス番号20
- ・保有株券等の数：535,900株
- ・株券等保有割合：6.18%

なお、同社から平成27年3月2日付で提出された大量保有報告書の変更報告書には、同年2月19日現在で、同社が株券消費貸借契約によりMSインベストメンツ株式会社に535,900株の貸株を行っている旨の記載があります。

MSインベストメンツ株式会社から平成27年2月25日付で提出された大量保有報告書及び同月26日付で提出された当該大量保有報告書の訂正報告書には、同月19日現在で、同社が貸借契約によりアルファレオ キャピタル アドバイザーズ リミテッドから535,900株を借り入れ、535,900株を保有している旨の記載があります。しかし、当事業年度末における株主名簿では確認ができていないため、上記大株主の状況には含めておりません。

大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

- ・氏名又は名称：MSインベストメンツ株式会社
- ・住所：東京都港区赤坂1-12-32 アーク森ビルウエストウイング17階
- ・保有株券等の数：535,900株
- ・株券等保有割合：6.18%

なお、同社から平成27年4月8日付で提出された大量保有報告書の変更報告書及び同月9日付で提出された当該変更報告書の訂正報告書には、同月1日現在で、同社が法人名をアルファレオ株式会社に変更している旨の記載があります。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

双日グループとの取引につきましては、少数株主の利益保護のため、一般の取引条件と同様に決定しており、その取引金額の多寡に関わらず、その取引の合理性や取引条件の妥当性について社内手続きに従い取引内容の検証を行い、その結果を取締役会に報告し、取締役会において十分に審議しており、少数株主の利益を害することのないものと認識しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

双日株式会社は、当社の親会社であります。なお、事業戦略上の機動的な意思決定や施策の実行、並びに双日グループの顧客ネットワークや事業運営ノウハウを従来以上に活用することを目的に、2011年2月22日付で当社は同社と業務提携契約を締結しております。

人的関係については、同社従業員である辻氏を社外取締役として、萩野和実氏を社外監査役としてそれぞれ招聘しております。また、双日株式会社より出向者を受け入れております。

なお、当社は親会社である双日株式会社の企業グループと緊密な協力関係を保ちながら事業展開する方針であります。親会社の企業グループとの事業の棲み分けがなされており、出向者の状況は、独自の経営判断を妨げるものではなく、一定の独立性が確保されていると認識しております。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
辻 社	他の会社の出身者		○									
畑下 裕雄	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
辻 社		双日株式会社 航空産業・情報本部 産業情報部部長 双日システムズ株式会社 社外取締役	同氏は、主に出身分野である情報・通信業界における豊富な経験を有しているため、独立性の有無に関わらず、当社の社外取締役として適任であります。
畑下 裕雄	○	株式会社プロキューブジャパン 代表取締役社長 株式会社Lyudia 監査役	同氏は、公認会計士及び税理士としての専門的な知識・経験を有しているため、その経験と知見により、当社の経営を適切に監督してもらうべく、社外取締役として選任しております。 また、同氏及び同氏が代表取締役を務める株式会社プロキューブジャパンと当社との間に特別の人的関係、資金的関係または取引関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれがないため、独立役員として適任と判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は、新日本有限責任監査法人と監査契約を締結しており、独立監査人として金融商品取引法第193条の2の第1項及び第2項規定に基づく監査を受けております。また、「年度監査役監査方針及び監査計画」の策定及び監査役の会計監査の実施に際し相互に連携を行い、また、会計上の重要事項につきましては適宜アドバイスを受けております。

なお、2008年6月25日開催の定時株主総会終了後、会社法に規定する大会社となり、新日本有限責任監査法人を会計監査人として選任しております。

・監査役と内部監査部門の連携状況

当社では、代表取締役直轄の内部監査室（専任1名）を設置し、各部門における業務全般にわたる監査を内部監査計画に基づいて行っております。

内部監査室では、被監査部門に対して具体的な助言・勧告・業務改善状況の確認を行うと共に、監査役や会計監査人との意見交換等により、内部統制組織の監査及び牽制を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
梅木 敏行	他の会社の出身者													
吉田 昌義	税理士													
萩野 和実	他の会社の出身者			○										

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
梅木 敏行		オシリス株式会社 取締役 明建工業株式会社 代表取締役	同氏は、長年の会社経営の経験があり、経営管理に精通していることから、独立性を有する当社の社外監査役として適任であります。
吉田 昌義	○	吉田税理士事務所 代表	同氏は、税理士として会計に関する専門知識を有し、経理的観点から監査体制の強化を図るため、独立性を有する当社の社外監査役として適任であります。 また、同氏及び同氏が代表を務める吉田税理士事務所と当社との間に特別の人的関係、資本的关系または取引関係はなく、一般株

			主との利益相反が生じるおそれがないため、独立役員として適任と判断しております。
萩野 和実		双日株式会社 コントローラー室(自動車、航空産業・情報、環境・産業インフラ本部担当) コントローラー課課長 双日佐和田火力株式会社 社外監査役	同氏は、長きにわたり金融機関に在籍し、財務および会計に関する相当程度の知見を有しているため、独立性の有無に関わらず、当社の社外監査役として適任であります。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

現在はストックオプションの付与はしておりませんが、過去に付与したことがあり、今後も適宜検討いたします。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書にて、全取締役の総額を開示しております。なお、有価証券報告書は、当社ホームページに掲載されております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役及び監査役の報酬については、株主総会の決議により、取締役全員及び監査役全員のそれぞれの報酬総額の最高限度額を決定しております。

各取締役の報酬額は、代表取締役が業務分掌の内容及び業績への貢献度などを総合的に勘案し、取締役会に提案のうえ、決定しております。各監査役の報酬額は、監査役の協議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会議案の事前説明を含む、社外取締役及び社外監査役に対する情報提供や報告、連絡などのサポートは、取締役会事務局にて行っております。監査役会に対する報告などのサポートは、内部監査室にて行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社の業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能については、以下の体制にて執り行っております。

- 取締役・取締役会**
 当社の取締役会は取締役6名で構成され、うち2名は社外取締役であります。当該社外役員制度を採用することにより、事業等のリスクに対して業務執行及び当該業務執行の監督を行うことができるよう対応いたしております。
 現在、定時取締役会は毎月一回開催しており、経営上の重要な事項を審議・決定するとともに、取締役の職務の執行を監督しています。また、取締役会に諮るべき事項及び重要な業務執行については、迅速かつ適切な対応を図るべく臨時の取締役会を適宜開催し、機動的な意思決定を行っております。
- 監査役・監査役会**
 現在、当社では4名の監査役(うち常勤監査役1名)がその任に当たっております。監査役は、取締役会において「年度監査役監査方針及び監

査計画」を公表し、その方針及び計画に基づいて監査を実施しております。各監査役は、コーポレート・ガバナンスの一翼を担う独立の機関であるとの認識の下に、取締役会その他の重要会議に出席し、必要な場合は意見を述べております。

また現在、監査役会は毎月一回開催しているほか、必要に応じて随時監査役会を開催しており、監査役全員によって構成されます。

・内部監査及び監査役監査の状況

内部監査については、内部監査室を設け、内部監査専任の部署として担当しております。

監査役監査については、各監査役は取締役会に出席し、経営の意思決定機関の監視を行うほか、業務の執行を監視しております。また、社外監査役に税理士を選任し、会計に関する専門家として客観的な立場から監査を行っております。

・会計監査の状況

2015年3月期における新日本有限責任監査法人の監査の実施状況については以下のとおりであります。

（業務を執行した公認会計士の氏名）大谷 智英、内田 聡

（監査業務に係る補助者の構成）公認会計士7名、その他7名

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、情報通信業界および会計に精通している社外取締役が当社の業務執行を監視し、また、企業経営および会計等の専門的見地を有する社外監査役および常勤監査役が、内部監査部門である内部監査室と連携して客観的かつ中立的な監査を行うことにより、業務の適正を確保していると考えているため、監査役設置会社を採用しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	2015年3月期は、集中日の7日前に相当する6月19日に開催しました。今後も集中日を回避して株主総会を設定する方針です。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社に関する正確な会社情報を、適時・適切・公平に資本市場参加者に伝え、当社の企業価値に関する適正な評価を得ることを目的に、IRポリシーを制定しております。 http://www.sakura.ad.jp/ir/policy.html	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	2015年3月期では、決算説明会を年4回、開催しております	あり
IR資料のホームページ掲載	http://www.sakura.ad.jp/ir/ (1)IR資料(決算短信、報告書、有価証券報告書、説明会資料) (2)決算情報以外の適時開示資料 (3)株式情報 など	
IRに関する部署(担当者)の設置	経理財務部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	社内規程により、規定を設けております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社の業務の適正を確保するための内部統制の整備について取締役会で決定した基本方針は次のとおりであります。

1. 取締役及び社員の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 法令遵守及び社会倫理を企業活動の原則とし、日常的に取締役が、代表取締役社長（以下、「社長」という）を筆頭にしてコンプライアンスの意義と重要性を全社員に理解させるように努める。
- (2) コンプライアンス規程を制定し、取締役及び社員が職務執行にあたり法令等を遵守することの周知徹底を図る。
- (3) 社長を委員長とするリスク統括委員会が、全社的なコンプライアンス体制の運用状況の確認及び問題点に対する是正の検討を行い、取締役会に報告する。
- (4) 内部通報規程に基づき、内部監査室及び社外弁護士が、役員及び社員からの法令違反行為等に関する通報及び相談の窓口となり、当該行為の早期発見、是正及び防止に努める。
- (5) 内部監査部門長は、取締役及び社員による職務執行の法令等の適合性を監査し、社長に報告する。
- (6) 取締役及び社員は、財務計算に関する書類その他の情報の適正を確保するため、金融商品取引法等の法令に準拠し、財務報告に係る内部統制の体制の整備を推進する。
- (7) 反社会的勢力から不当な要求があった場合には、必要に応じて外部機関（警察、弁護士等）と連携して組織的に取り組み、毅然とした対応をとる。また、自治体（都道府県）が制定する暴力団排除条例の遵守に努め、暴力団等反社会的勢力の活動を助長し、又は暴力団等反社会的勢力の運営に資することとなる利益の供与は行わない。

2. 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 総務部門長は、取締役の職務執行にかかる情報の保存及び管理につき、全社的に統括する。
- (2) 総務部門長は、取締役会で定める文書管理規程に従い、職務執行にかかる情報を文書又は電磁的媒体に記録し、保存する。
- (3) 取締役及び監査役は、文書管理規程により、上記文書等を常時閲覧することができるものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) リスク管理規程を制定し、企業活動の持続的発展を阻害するあらゆるリスクに対処するシステムを構築する。
- (2) 社長を委員長とするリスク統括委員会が、全社的なリスク管理体制の運用状況の確認及び問題点に対する是正の検討を行い、必要に応じて取締役会に報告する。
- (3) 内部監査部門長は、全社的なリスク管理体制の運用状況を監査し、社長に報告する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役及び社員は、以下の経営管理システムを用いて、取締役の職務の執行の効率化を図る。

- (1) 業務分掌、職務権限及び意思決定ルール の策定
- (2) 稟議システムを用いた意思決定
- (3) 取締役会による中期経営計画の策定、中期経営計画に基づく事業部門毎の業績目標と予算の設定と、ITを活用した月次・四半期業績管理の実施
- (4) 取締役会による月次業績のレビューと改善策の実施

5. 次に掲げる体制その他の当社並びに親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ. 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

ロ. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ハ. 子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ニ. 子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 子会社の経営状況の確認のため、担当部門の責任者は、関係会社管理規程に基づき子会社より関係書類を提出させ、その内容を経営企画部門長に報告するとともに、承認を得る。
- (2) リスクマネジメント部門長は、リスク管理規程に基づき年に一度、リスクの対応方針及びリスク対応における子会社に対する指示事項を提示し、リスクへの対策状況及び対応計画に対する報告を受ける。
- (3) 当社は、3事業年度を期間とする子会社を含めた中期経営計画を策定し、当該中期経営計画を具体化するため、毎事業年度ごとの重点経営目標及び予算配分等を定める。
- (4) 社長を委員長とする内部統制委員会が、当社及び子会社の内部統制システムに関する協議、情報の共有化、指示及び要請の伝達等が効率的に行われているかを調査・検討する。
- (5) 内部監査部門長は、当社及び子会社の内部監査を実施し、その結果を社長に報告する。
- (6) 監査役は、子会社の監査の経過及び結果について、子会社の監査役から情報共有を受けるとともに、取締役会に報告する。

6. 監査役がその職務を補助すべき社員を置くことを求めた場合における当該社員に関する事項及びその社員の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 監査役は、内部監査室所属の社員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとする。
- (2) 監査役より監査業務に必要な命令を受けた社員は、その命令に関して、取締役等の指揮命令を受けないものとする。

7. 監査役を補助すべき社員に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役を補助すべき社員に対し、監査役の指示に従い、監査業務を優先的に遂行することを周知徹底するとともに、当該業務に必要な権限を付与する。

8. 次に掲げる体制その他の当社の監査役への報告に関する体制

イ. 当社の取締役及び社員が当社の監査役に報告をするための体制

ロ. 当社の子会社の取締役、監査役及び社員又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

- (1) 当社の取締役及び社員並びに子会社の取締役、監査役及び社員又はこれらの者から報告を受けた者は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うこととする。
- (2) 上記の報告及び情報提供として主なもの次のとおりとする。

- ・当社の内部統制システム構築に関わる部門の活動状況
- ・当社の重要な会計方針、会計基準及びその変更
- ・業績及び業績見込の発表内容、重要開示書類の内容
- ・内部通報制度の運用及び通報の内容
- ・会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
- ・毎月の経営状況として重要な事項
- ・内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項
- ・重大な法令・定款違反
- ・その他コンプライアンス上重要な事項

9. 当社の監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社の監査役に報告した当社の取締役及び社員並びに子会社の取締役、監査役及び社員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを周知徹底する。

10. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手續その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役が、職務の執行に伴う費用を請求したときは、当該監査役職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、すみやかに処理する。

11. その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査役と取締役との間の定期的な意見交換を行っている。

(2) 内部統制システムに精通している弁護士・会計士と契約し、監査業務に関する助言を受ける機会を保障する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、暴力団排除条例の遵守に努め、反社会的勢力から不当な要求があった場合には、毅然とした対応を取ることとしております。
反社会的勢力への対応については、手順書を定めて適切に運用することで反社会的勢力との関係の排除に取り組んでおります。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

1. 会社情報の適時開示に対する基本方針

当社は、「社会に必要とされる企業を目指す」ことを経営理念の1つとして掲げ、積極的なディスクロージャーへの取り組みを実践することにより、株主等のステークホルダーが適切に権利行使をすることのできる環境を提供します。

そして、投資判断に重要な影響を与える事項について諸法規に沿った開示を行うことにより、透明性が確保された会社を目指します。

透明性が確保された会社とすることは、取締役を始めとする全役職員が、不正や過誤の無い業務執行を行う意識をより高め、コーポレートガバナンス体制のより一層の強化につながるものと考えております。

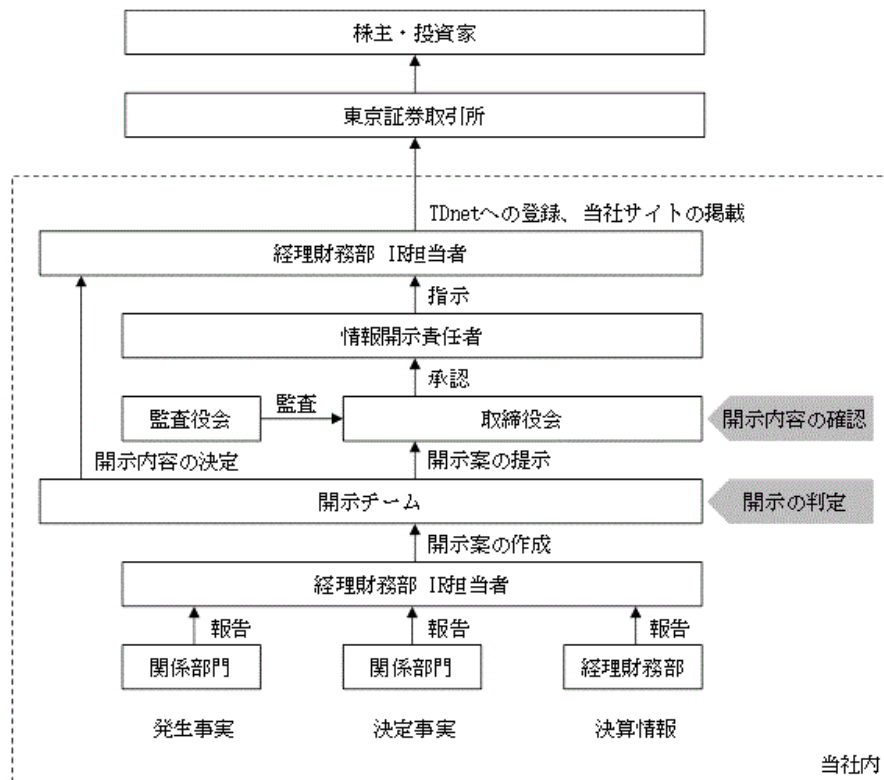
また、当社は、諸法規により開示が必要となる情報以外に関しても、株主の皆様への定期的な事業報告書の送付、各種会社説明会の開催等、適宜適切な方法により当社を理解していただく上で有用と判断される情報について、インサイダー情報に抵触しない範囲で、積極的かつ公平に開示を行うことにより、当社に関する情報をより深く理解していただけるように努めてまいります。

2. 会社情報の適時開示に係る社内体制

当社では、会社情報の適時開示責任者に適時開示担当の取締役を選任し、その指揮の下、経理財務部が適時開示担当部署としてその職務に当たっております。

全社的な取り組みと致しましては、開示に関する重要情報の報告対応手順を定め、適時開示担当部署が、重要情報を網羅的に把握できる体制をとっております。また、当社に関する正確な会社情報を、適時・適切・公平に資本市場参加者に伝えることを目的に、IRポリシーを制定しております。なお、インサイダー取引防止に関する規程や、定期的な内部監査の実施等により、法令の遵守及びリスク管理についての検証を行っております。

＜参考＞会社情報の適時開示にかかる社内体制の概略図



※ コーポレート・ガバナンス体制図

